

## 雇用保険料の対象となる賃金について

賃金とするもの	
基本賃金	時間給・日給・月給・臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス
通勤手当	非課税分を含む
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与
超過勤務手当・深夜手当	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当
扶養手当・子供手当・家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当
技能手当・特殊作業手当・教育手当	労働者個々の能力、資格等、特殊な作業についての場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当
住宅手当	家賃補助のために支払う手当
奨励手当	精勤手当・皆勤手当
物価手当・生活補給金	家計補助の目的で支払う手当
休業手当	労働基準法第26条に基づき事業主の責に帰すべき事由により支払う手当
宿直・日直手当	宿直・日直の手当
雇用保険料・社会保険料	労働者の負担分を事業主が負担する場合
昇給差額	離職後支払われた場合でも在職中に支払が確定したものを含む
前払退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む
その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる給与

賃金としないもの	
役員報酬	
結婚祝金・死亡弔慰金・災害見舞金	就業規則・労働協約等の定めがあるかないを問わない
年功慰労金・勤続褒賞金・退職金	
出張旅費・宿泊費	実費弁償と考えられるもの
工具・寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
休業補償等	労働基準法第76条の規定に基づくもの
	法定額60パーセントを上回った差額分を含めて賃金としない
傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に
	予告しないで解雇する場合に支払う手当
財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金	
会社が全額負担する生命保険の掛け金	